第２の２の(4)のハの(ｲ)のｂの(a)	会社法第２条第30号の規定による新設分割（以下「新設分割」という。）によって設立する会社（以下「設立会社」という。）	設立組合
第２の２の(4)のハの(ｲ)のｂの(b)	設立会社	設立組合
第２の２の(4)のハの(ｽ)	(ｽ)　中小企業退職金共済契約 中小企業退職金共済契約は、中小企業退職金共済法第２章の規定に基づき、中小企業者（共済契約者）が、各従業員（被共済者）につき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）と締結する契約であり、当該中小企業者が機構に掛金を納付し、機構が当該従業員に対し退職金を支給することを内容とするものであること。また、当該従業員が機構から退職金の支給を受けることは、当該中小企業者と当該従業員との間の権利義務の内容となっていると認められ、労働契約の内容である労働条件として維持されるものであること。また、会社分割により事業主が異なることとなった場合であっても、当該会社分割によって労働契約が分割会社から承継会社等に承継される従業員について、共済契約が継続しているものとして取り扱うこととなるものであること。なお、この場合、承継会社等は機構との間で所定の手続を行う必要があること。	(ｽ)　中小企業退職金共済契約 中小企業退職金共済契約は、中小企業退職金共済法第２章の規定に基づき、中小企業者（共済契約者）が、各従業員（被共済者）につき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）と締結する契約であり、当該中小企業者が機構に掛金を納付し、機構が当該従業員に対し退職金を支給することを内容とするものであること。また、当該従業員が機構から退職金の支給を受けることは、当該中小企業者と当該従業員との間の権利義務の内容となっていると認められ、労働契約の内容である労働条件として維持されるものであること。また、新設分割により事業主が異なることとなった場合であっても、当該新設分割によって労働契約が分割組合から設立組合に承継される従業員について、共済契約が継続しているものとして取り扱うこととなるものであること。なお、この場合、設立組合は機構との間で所定の手続を行う必要があること。 (ｿ)　特例年金給付 特例年金給付（平成13年統合法附則第25条第４項に規定する特例年金給付をいう。以下同じ。）は、旧農林共済組合（平成13年統合法附則第２条第１項第７号に規定する旧農林共済組合をいう。以下同じ。）の行う年金給付等の厚生年金保険への統合に伴い、統合前に拠出した掛金に対応する給付のうち、職域年金相当部分について存続組合が引き続き給付するものであり、特例年金給付の額の算定に当たって旧農林共済組合の組合員期間に厚生年金保険の被保険者期間を合算する措置（以下「合算措置」という。）の適用を受けるには、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成14年政令第45号）第５条第２項の規定による農林水産大臣の指定を受ける必要があること。このため、新設分割がされた場合、設立組合の雇用する労働者が合算措置の適用を受けるには、設立組合が同項の規定による農林水産大臣の指定を受ける必要があること。
第２の３の(1)のｲ	分割契約等の締結前又は	分割計画の
第２の３の(1)のﾛの(ｲ)	会社法	農業協同組合法
	会社は	農業協同組合は
	会社に	農業協同組合に
	ついては承継会社	ついては新設する農業協同組合
第２の３の(1)のﾛの(ﾆ)	会社法	農業協同組合法
第２の４の(1)のｲ	会社の	出資組合の

○厚生労働省告示第百四十四号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）第七条第二項の規定に基づき、平成二十八年度に係る中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十条第二項第三号ロ及び同令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率は、〇とする。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百四十五号

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

過去勤務期間の年数	率	
	平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間に効力が生じた退職金共済契約の場合	平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に効力が生じた退職金共済契約の場合
一年	〇	〇
二年	〇	〇
三年	〇	〇
四年	〇・〇二	〇

第明治三二十種郵便物認可
平成二十五年三月三十一日